

令和3年度 第1回新宿区国民健康保険運営協議会

諮問事項資料

1. 未就学児の均等割保険料の軽減措置について（条例改正）
2. 民法の一部を改正する法律の公布等に伴う対応について（①条例改正 ②規則改正）
3. 有効期限切れとなった国民健康保険証等の取扱いについて（規則改正）
4. 傷病手当金の支給対象期間について（規則改正）

令和3年12月18日

新宿区健康部医療保険年金課

1. 【諮問事項】未就学児の均等割保険料の軽減措置について

社会保障を全ての世代で支えていくため、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）が施行された。この法改正の中に、子育て世代への支援の拡充として、未就学児の均等割保険料の軽減措置が盛り込まれた。

これを受け、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児に係る均等割保険料を軽減する。

【軽減措置スキーム】

○対象 全世帯の未就学児

対象者数：約1,500人

○軽減割合

未就学児の均等割保険料の5割を軽減

例：7割軽減の未就学児では、残りの3割の半分を軽減するため、8.5割軽減

○施行時期 令和4年4月1日

○国・地方の財政負担割合

国 1/2 東京都 1/4 区 1/4

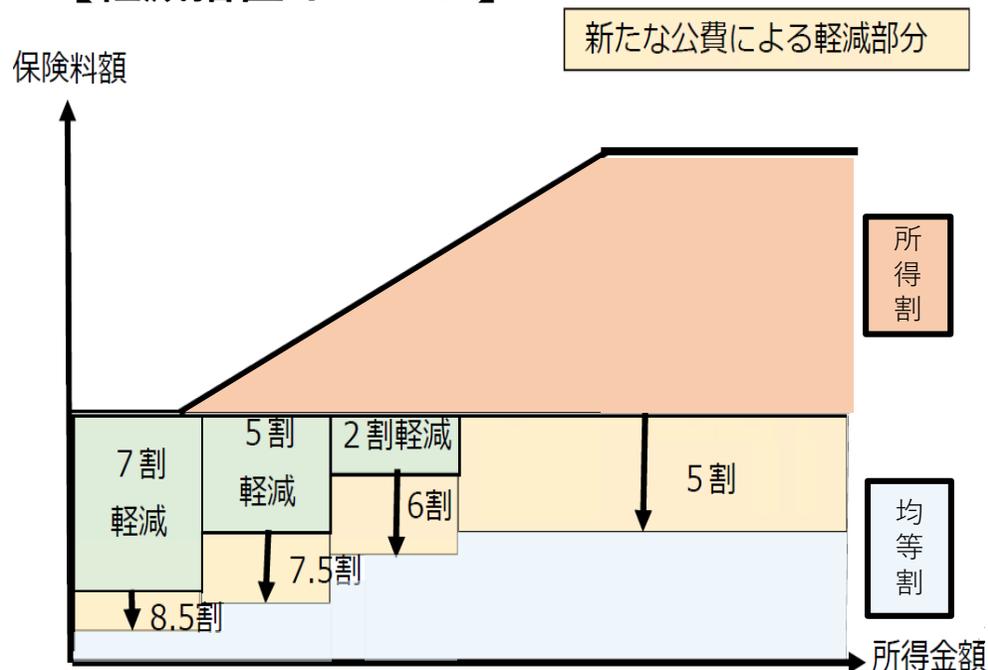
○令和4年度予算への影響額（予定）

均等割軽減分 約3,000万円

内区負担分 約750万円

※令和3年度の保険料率で試算

【軽減措置イメージ】



●本軽減の実施に伴い、新宿区国民健康保険条例の一部改正（第19条の2など）を行う。

2. 【諮問事項】民法の一部を改正する法律の公布等に伴う対応について

①民法の一部を改正する法律の公布により、成年年齢が18歳に引き下げられる。

(令和4年4月1日施行)

このため、結核・精神医療給付金を支給申請できる年齢についても同様に引き下げを行う。

新宿区国民健康保険条例 (改正部分)

改正前	改正後
(結核・精神医療給付金) 第12条 結核医療給付金は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者である場合に支給する。 (1) 20歳以上の被保険者 当該被保険者 (2) 20歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主	(結核・精神医療給付金) 第12条 結核医療給付金は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者である場合に支給する。 (1) 18歳以上の被保険者 当該被保険者 (2) 18歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主

●上記の通り、新宿区国民健康保険条例の一部改正（第12条）を行う。

②障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行規則が改正され、申請に必要な項目から性別が削除された。

このため、性別欄のある国保受給者証（結核精神通院）交付申請書から性別欄を削除する。

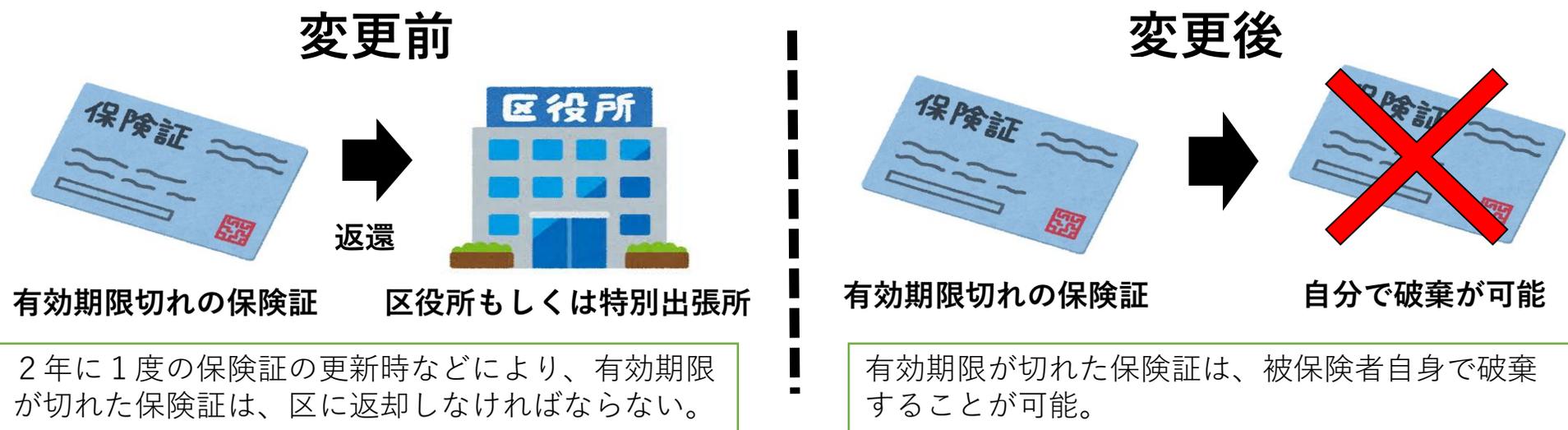
●本取扱いをするため、新宿区国民健康保険条例施行規則の一部改正（第36号様式）を行う。

3. 【諮問事項】有効期限切れとなった国民健康保険証等の取扱いについて

国民健康保険証や限度額認定証等、国保に関する証書については、有効期限が切れた場合、保険者（新宿区）に返還することになっている。この度、国民健康保険法施行規則が改正（令和3年厚生労働省令第172号）され、保険者に返還せず被保険者自身が破棄しても差し支えないこととする取扱いが可能となった。

このため、有効期限切れの保険証を被保険者自身で破棄できる仕組みに変更する。

※この措置は、総務省に「更新のたび、保険証の返却を求められるが、有効期限切れの保険証が悪用されるとは考えられない。自分で破棄してもよいのではないか。」という行政相談があり、実態調査の結果、運用として被保険者自身の破棄を認めている自治体が多いことから、今回の法改正が行われることとなった。



※施行日は令和4年4月1日予定。なお、本取扱いは、有効期限切れの保険証のみの対応であり、社保加入や転出などの国保資格を喪失時には、これまでとおり区への保険証返還が必要となる。

●本取扱いを開始するため、新宿区国民健康保険条例施行規則の一部改正（第11条）を行う。

4. 【諮問事項】 傷病手当金の支給対象期間について

傷病手当金は新宿区国民健康保険条例に規定して運用しており、附則により傷病手当金の支給対象期間の終期は、「新宿区規則で定める日」としている。

新型コロナの影響が不透明の為、これまで新宿区規則で定めていないところであった。しかしながら、事業開始から1年5カ月が経過しており、今後も引き続き運用が継続することが想定されることから、新宿区規則で令和4年3月31日までと定める。

なお、今後、厚生労働省が定める傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間の延長に合わせて「新宿区規則で定める日」の変更を行うものとする。

新宿区国民健康保険条例

●附 則(令和2年6月19日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の付則第8条から第10条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の新宿区規則で定める日までの間に属する場合に限り適用する。

●本取扱いをするため、新宿区規則の期日を財政支援の適用期間の延長した期日に改正する。